

令和5年10月13日

教育支援課

専決処分した事件の報告について（事故の損害賠償額の決定）

1 事故の概要

- (1) 発生年月日 令和5年5月22日
- (2) 発生場所 東京都江東区東砂四丁目20番1号  
江東区立東砂幼稚園
- (3) 事故の状況 砂場で片付けを終え、足を洗った幼児の衣服が砂と水で汚れていたため、学級担任が砂で汚れた当該幼児の着替えの援助を始め、汚れた衣服を脱ぐために当該幼児の眼鏡を外して床に置いていたところ、その後、当該幼児の着替えの援助に入った学習支援員が、床に置かれた眼鏡の上に脱いだ衣服が覆い被さっていることに気が付かず、眼鏡の部分に膝をつき、破損させた。

2 決定年月日 令和5年7月27日

3 損害賠償額 6,600円（修理費）